佐賀県人事委員会告示第2号

佐賀県個人情報保護条例第20条第1項の規定により口頭により開示請求できる個人情報(平成14年佐賀県人事委員会告示第2号)の一部を次のように改正する。ただし、平成28年度に実施した試験に係る開示請求については、なお従前の例による。

平成29年7月7日

佐賀県人事委員会委員長 中 野 哲 太 郎

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前					改正後					
		開示請求をす 開示請求をすることができることができることができることができる			開示請求をすることができる個 人情報の内容		開示請求をす ることができ			
試験	開示する内容	る期間	る場所		試験	開示する内容	る期間	る場所		
佐賀県職員採	略		略		佐賀県職員採	略		略		
用試験(行政特					用試験(行政特					
別枠及び <u>U・I</u>					別枠及び <u>民間</u>					
ターン型民間					企業等職務経					
企業等職務経					<u>験者</u> を除く。)					
<u>験者</u> を除く。)					佐賀県任期付					
佐賀県任期付					職員採用試験					
職員採用試験					佐賀県任期付					
佐賀県任期付					短時間勤務職					
短時間勤務職					員採用試験					
員採用試験										
佐賀県職員採	略				佐賀県職員採					
用試験(行政特		第 3 次 試 験			用試験(行政特					
別枠 <u>及びU・I</u>					別枠に限る。)	格者に係る総				
ターン型民間		ン型民間企業				合得点、総合	ら1年			
企業等職務経						順位及び試験				
験者(地域おこ		<u>(地域おこし</u>				科目別得点				
し協力隊経験		協力隊経験者				第3次試験受				
<u>者に限る。)</u> に	<u>(U・Iター</u>	<u>に限る。) にあ</u>				験者に係る総				

改正前				改正後					
	ン等(協にっ試に点試点基験型職地力限て験係、験及準科民務域隊るは)る総科び該目を経り、受総に目不当名の最近により。のののののののでは、対象には、対象には、対象には、対象には、対象には、対象には、対象には、対象に	<u>試験)</u> 合格発 表の日から 1				合得点、総合 順位、試験日 目別得基準 当の試験科目 名			
佐賀県職員採 用試験(U・I ターン型民間 企業等職務経 験者(地域おこ し協力隊経験 者を除く。) 限る。)	略				佐賀県職員採 用試験(<u>民間企</u> 業等職務経験 者に限る。)	略			